

厚岸町規則第1号

厚岸町母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月26日

厚岸町長 三浦克宏

厚岸町母子保健法施行細則の一部を改正する規則

厚岸町母子保健法施行細則の一部を改正する規則（平成25年厚岸町規則第2号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、町長は、次条第2項に規定する委任に基づき当該費用の一部又は全部を受理したときは、当該委任状に係る費用を徴収したものとみなす。

第7条に次の1項を加える。

- 2 納入義務者は、委任状（別記様式第6号）を提出することにより、徴収金の額について、厚岸町子ども医療費の助成に関する条例（昭和48年厚岸町条例第20号）に基づく助成の支給申請及び受領を町長に委任することができる。

第8条中「別記様式第6号」を「別記様式第7号」に改める。

別記様式第6号を別記様式第7号とし、別記様式第5号の次に次の1様式を加える。
別記様式第6号（第7条関係）

委 任 状

年 月 日

住 所

委任者

氏 名

私は、厚岸町長を代理人と定め、次の事項を委任します。

厚岸町子ども医療費助成制度に基づく医療費助成金の申請（請求）及び受領並びに未熟児養育医療給付における自己負担金として町に納入すること、並びにこれに関する一切の権限。

ただし、厚岸町子ども医療費助成の受給者でかつ未熟児養育医療給付受給者である期間中の、未熟児養育医療給付における自己負担金の額の範囲内に限る。

未熟児養育医療受給者氏名	
生 年 月 日	

受任者 厚岸町長

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の各規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。